

4 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

【現行制度・運用の課題】

(1) 安全な対象物に係る表示

現在、防火対象物定期点検報告制度に基づく表示制度が設けられているが、その点検項目は消防法令に係るもののみであり、安全の前提となる建築物の構造等を含めた総合的な安全性について、利用者に周知する制度がない。また、当該制度の対象は基本的に収容人員300人以上のものと屋内の階段が1つで、地階又は3階に特定用途があるものに限定されている。

さらに、防火対象物定期点検報告制度に該当しない、比較的小規模な建築物については、自主点検報告表示制度が設けられているが、この制度においても、建築物の構造等を含めた総合的な安全性については、利用者に周知する制度となっていない。

(2) 消防機関の把握している違反情報の公表

歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、消防機関が「命令」を行ったときの公示に係る規定を導入した。「命令」に至らない段階で違反対象物を公表しているのは、東京消防庁のみであり、条例において、特定の違反内容や用途を対象とした公表制度を制定している。

【対応の考え方】

- 旧適マーク制度は、そもそも制御された情報公開制度として作られ、過去の大規模な火災事故の経験を踏まえ、火災危険性の評価・公表等に係る先人の知恵が集積されたもの、これによって広く国民、関係業界にも浸透。
- 歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により防火対象物定期点検報告制度が発足し、旧適マーク制度は廃止されたが、新制度は、対象物の範囲、建築基準への適合性判断等の観点から旧適マーク制度の代わりを務め切れていないように見える。
- 一方で、旧適マーク制度の運用に際しては、立入検査等の業務に多大な消防職員の体制を必要としていた。
- 旧適マーク制度の廃止後、東京消防庁では、ホテル業界等からの要請も受け、「優良防火対象物認定表示制度」を発足。当該制度は、申請に基づき審査・交付する制度であり、建築基準への適合性も確認。
- ホテル、旅館等の利用者は一般的には地元の住民でないこと、予約に際してインターネットを利用することが通常となってきたことから、全国統一的な運用が求められる。
- 旧適マーク制度の知恵を見直すとともに、防火対象物定期点検報告制度の自主的な点検報告等を活用することによって消防の交付事務を効率化し、インターネット時代に合った新たな情報公開制度として再整備することが必要ではないか。
- なお、その際には、国民の理解の促進のためにも、現在の各種表示(マーク)や制度について、混乱を生じないように調整が必要。
 - ・ 防火対象物定期点検報告制度の点検済みの表示
 - ・ 防火対象物定期点検報告制度の特例認定の表示
 - ・ 自主点検報告表示制度
- 東京消防庁が行っている「命令」に至らない段階での違反対象物の公表制度については、可能な消防本部に取り組んでもらえるよう、各市町村への情報提供を行っていく。